

『中世文学』投稿規程

一 投稿について

『中世文学』への投稿は以下によるものとする。

(ア) 大会における研究発表のうち、委員等が審査し、常任委員会がその内容を適切と判断し、投稿を認めたもの。

(イ) 大会におけるシンポジウム、講演等で、常任委員会が投稿を認めたもの。

(ウ) 大会における研究発表のうち、委員等が審査し、常任委員会がその内容に修正を求めたうえで、投稿を認めたもの。

(エ) 右記以外の方法により、会員が投稿するもの。

二 字数

本文・図表・注をあわせて一万二千字以内とする。

三 図版の掲載

図版を使用する場合、所蔵者等の掲載許可は投稿者が得るものとする。

四 締切および送付方法

一 (ア) (ウ) によるものは、事務局の指定する日を締切とする。一 (エ) によるものは、毎年、七月十五日とする。

投稿者は原稿二組とその電子データを事務局に送付するものとする。なお、送付された原稿は返却しない。

五 審査

一 (ア) (イ) による論文については、常任委員会が採否を決定する。一 (ウ) (エ) による論文については、常任委員会が委嘱した委員若干名で組織する論文審査委員会で審査し、常任委員会が採否を決定する。

六 著作権

『中世文学』へ掲載された論文の著作権は著者に帰属する。ただし、著者は本学会による論文の電子化・公開に許諾を与えるものとする。

七 本誌・抜刷

著者へは本誌三部を送呈する。抜刷を製作する場合には、著者が実費（製作費・送料）を負担するものとする。

八 規程の改廃

この規程の改廃は、委員会の議を経なければならない。

付則

この規程は、平成二十九年四月一日より施行する。